

# あの社員なんとかならないのか 安心を26,250円で手に入れませんか

労務顧問契約サービス内容のご案内【従業員50人未満(=パート・アルバイト含)】

従業員5人未満は( )内の金額になります

2009.12月現在

基本項目	サービス内容	契約形態	
		月額26,250円 (12,600円)	別途ご相談
労務相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険関係法令・制度の解釈、運用相談、指導、情報提供</li> <li>・就業規則等の人事関係諸規程の運用、改訂に関する助言、指導、情報提供</li> <li>・労務管理の施策の導入、改善に関する助言、指導、情報提供</li> <li>・労働トラブル等の具体的問題に対応する処理に関する助言、指導、情報提供</li> <li>・労働保険関係法令に関する書式、ひな形の提供</li> <li>・法改正情報の提供</li> <li>・面談による随時ご相談(定期訪問を設定する場合は2か月に1度 1時間程度)</li> <li>・電話、FAX、メールでの随時相談(回数制限なし)</li> <li>・月1回(1人分)の労働、社会保険諸手続き代行含む！ <b>お得</b></li> <li>・月1回の事務所ニュース発行</li> </ul>	労務顧問	ヒアリング後、 金額設定 オプション業務を含んで
オプション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働、社会保険の書類作成、届け出(年度更新、算定届除く)</li> <li>・各種規程作成・変更(下記就業規則以外)</li> <li>・就業規則作成・変更(賃金、退職金規程)</li> <li>・人事、賃金制度の構築(専門的な相談、指導含む)</li> <li>・労働基準監督署立会い、対応</li> <li>・個別労働争議対応</li> <li>・各種研修(管理職・新入社員)</li> <li>・その他(届け出手続きの指導等も含む)</li> </ul>		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定期訪問を設定しない場合 メール顧問もごさいます。15,750円(人数に関係なく)</li> <li>■ 関連会社などグループ会社全体で契約いただくことも可能ですが、料金についてはヒアリング後の見積もり提示とさせていただきます</li> <li>■ 解雇、労働争議における従業員への直接対応は含まれていません</li> </ul>		

※オプション業務を加算して報酬額を決定する場合 (以下の2つのケースがあります)

- 現在すでに問題が顕在化している場合は、ベースとなる労務顧問内容に一定期間金額を上乗せして、オプションまで含んだ顧問報酬設定する場合→オプション契約終了後はベースの金額に戻します。
- ポリウム等から労務顧問とは別に単発業務として、オプション業務を請負い、金額設定する場合